

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「2019年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.4）（令和2年3月30日）」及び「居宅介護支援の退院・退所加算に関するQ&A（令和2年3月30日）」の送付について

計11枚（本紙を除く）

Vol.799

令和2年3月30日

厚生労働省老健局

振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3948、3949)

FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 30 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局振 興 課
老人保健課

「2019 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 4) (令和 2 年 3 月 30 日)」及び
「居宅介護支援の退院・退所加算に関する Q & A (令和 2 年 3 月 30 日)」の
送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日「2019 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 4) (令和 2 年 3 月 30 日)」及び「居宅介護支援の退院・退所加算に関する Q & A (令和 2 年 3 月 30 日)」を送付いたしますので、御了知の上、貴管下市町村や事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、これに伴い、平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1) 問 241 並びに平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 2) 問 38、問 47、問 48、問 51、問 57 及び問 62 については、削除します。

問9 別紙様式2-1介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書における「⑦平均賃金改善額」の「iii前年度の一月当たりの常勤換算職員数」は、「原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出する」とされているが、職員数の変動があった場合など、前月の実績を用いることが適当でないと考えられる事業所においては、過去3ヶ月の平均値や前々月の実績など、他の期間の実績を用いることは可能か。

(答)

- ・ お見込みのとおり。

【特定処遇改善加算】

問10 令和2年度からの介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算について、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老発0305第6号令和2年3月5日付厚生労働省老健局長)が発出されたが、令和元年度の実績報告は、本通知に基づき行うのか。

(答)

- ・ 本通知については、令和2年度の介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算に係る届出から適用するものであり、令和元年度の実績報告については、「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(老発0412第8号平成31年4月12日付厚生労働省老健局長)に基づき報告することとなる。

問11 特定処遇改善加算の見える化要件については、2020年度から算定要件とするとされていたが、令和2年度の特定処遇改善加算を算定する場合、介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書にはこの「見える化要件」についてどのように記載するのか。

(答)

- ・ 見える化要件について情報公表システムを活用し満たす予定の事業所については、掲載予定にチェックし、提出いただきたい。